

令和5年9月8日（金）、9日（土）の計2日間で開催した国立都市計画道路3・3・15号中新田立川線（国立市谷保～富士見台四丁目）及び国立都市計画道路3・4・5号立川青梅線（国立市富士見台四丁目～青柳一丁目）の都市計画変更素案説明会や、令和5年9月8日（金）から9月21日（木）まで受け付けいたしました都市整備局HPの質問フォーム等を通じて、多くのご質問をいただきました。

ご質問の主な要旨とそれに対する回答について、以下に記載いたします。

【都市計画変更の素案に関する内容】

Q1 都市計画変更素案は、今後、変更があり得るのか。

A1

（東京都都市整備局）

今回の素案説明会は、都市計画の変更案の作成の参考とするために開催しました。今後、皆さまからいただいたご意見等を踏まえて、都市計画の変更案を作成します。

Q2 まだ決定していない南武線連続立体交差化計画を前提とするのはおかしいのではないか。

A2

（東京都都市整備局）

南武線立体交差化計画については、素案として高架化を提案しました。

今回の国立3・3・15号線、国立3・4・5号線についても素案として提案しています。

連続立体交差事業は、道路整備の一環として鉄道を高架化する事業であり、道路整備と一体と考えています。今後、都市計画手続についても一緒に進めていきたいと考えています。

【スケジュールに関する内容】

Q3 事業予定区間はいつ完成するのか。

A3

（東京都都市整備局、建設局）

あくまでも目安となりますが、都市計画案及び環境影響評価書案の説明会までに約2年、そこから都市計画審議会を経て都市計画決定までに約1年を見込んでいますので、都市計画決定までに約3年を想定しています。

その後、事業認可を受けて事業に着手するまでに約2年、事業着手から供用開始まで約13年を見込んでいます。

Q4 地元では道路を待っている人もいるので、早期整備をお願いしたい。

A4

(東京都建設局)

今後、都市計画及び環境影響評価の着実に進め、1日でも早く事業効果を発現できるよう取り組んでいきますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

【整備効果に関する内容】

Q5 本事業のデメリットや課題は何か。

A5

(東京都建設局)

事業実施のデメリットや課題としては、環境への影響が考えられます。

今後、環境影響評価手続等の中で、調査、予測及び評価を行うとともに、必要な対策を実施していきます。

Q6 都市計画道路が整備されると、周辺の混雑状況はどう変わるのか。

A6

(東京都建設局)

国立3・3・15号線の将来の具体的な交通量については、今後予測していきます。

今回の事業予定区間の整備により、並行する立川通りや、甲州街道の交通が分散されると考えています。このほか、地域内の生活道路についても、都市計画道路へ交通が転換すると考えています。

Q7 震災時の道路閉塞等の対策としては、生活道路を整備するなどの方が必要ではないか。

A7

(東京都建設局)

広幅員の道路が整備されることで、8m未満の道路が多い地域から広幅員の道路にアクセスする時間が短縮され、より安全に指定避難所や避難場所に辿り着けることから、地域の防災性向上が期待できます。

8m未満の道路が閉塞された場合でも、広幅員の道路により緊急車両の当該地域へのアクセス性が高まることを期待できます。

Q8 事業予定区間の整備により、大型車両が入ってきて住環境が悪化するのではないか。

A8

(東京都建設局)

本事業を進めるに当たっては、計画道路周辺への大気汚染や騒音などの影響を事前に調査、予測及び評価します。

Q9 道路について、現在不便を感じてない。整備しても国立市民にはメリットがないのではないか。

A9

(東京都建設局)

道路整備の効果としては、生活道路からの交通転換による利便性・安全性の向上が図られると考えています。

Q10 道路整備により交通の流れが変わり、新たな抜け道が生じる可能性について、検討しているのか。

A10

(東京都建設局)

事業予定区間の整備により途切れていた東西方向、南北方向の道路がつながり、交通の分散及び円滑化が図られ、生活道路から幹線道路へ交通が転換すると考えており、新たな抜け道が生じるとは考えていません。

Q11 震災時の道路閉塞について、新耐震基準の建物は倒壊しないので、広幅員の道路は不要ではないか。

A11

(東京都建設局)

震災時には、火災も危惧されることから、延焼防止の効果もある広幅員の道路の整備により、災害時の安全性が高まると考えています。

Q12 狭小道路しかないからこそ、通過交通が入ってこないというメリットもあるのではないか。

A12

(東京都建設局)

狭小な道路では、災害時に緊急車両が入っていけない場合があります。広幅員の道路の整備により、被災場所への緊急車両のアクセス性が高まるのが期待できます。

【整備形態に関する内容】

Q13 立川東大和線と新奥多摩街道との交差点は、今回の事業でT字交差点となるが、具体的にはどのようなになるのか。

A13

(東京都建設局)

交差点の具体的な形状については、沿道の状況や、歩行者の動線の実態などを勘案し、交通管理者である警察と協議して決めていくことになるので、現時点ではお示しできません。

【矢川との交差部の道路構造に関する内容】

Q14 矢川との交差部の橋梁について、高さや幅など、具体的な構造はどうなるのか。

A14

(東京都建設局)

矢川（国立市特定公共物の水路）との交差部は、矢川本体の改変を避けることのできる橋梁構造が最適案と考えています。

橋梁の具体的な構造は、特定公共物管理者の国立市とも協議しながら、今後検討を進めていきます。

Q15 矢川交差部の橋梁の具体的な構造や環境への措置について、地元の説明するのはいつの段階か。

A15

(東京都建設局)

環境への影響などについては、「環境影響評価書案説明会」において、皆さまにご説明します。

なお、橋梁の具体的な構造については、都市計画決定後、現地の測量を行い、都市計画線の位置を踏まえて検討を行います。

【環境への影響に関する内容】

Q16 素案を説明するに際しては、地域の生活や自然環境への影響を十分検討して説明すべき。

A16

(東京都建設局)

国立3・3・15号線については、東京都環境影響評価条例に基づく対象案件となるため、今後、条例に基づいて、環境への影響を調査、予測及び評価し、その結果を「環境影響評価書案説明会」において皆さまに説明します。

また、国立3・4・5号線については、東京都環境影響評価条例の対象とはなりません。矢川との交差部において事業が矢川の影響に及ぼす影響について、調査、予測及び評価し、必要な措置を実施します。

Q17 矢川交差部を橋梁構造としても、橋の下の生態系が破壊されるのではないのか。

A17

(東京都建設局)

国立3・3・15号線は東京都環境影響評価条例の対象区間となるため、条例に基づき、事業が環境に与える影響について、調査、予測及び評価し、必要な措置を実施します。

なお、国立3・4・5号線は、環境影響評価条例の対象となりませんが、矢川との交差部において事業が矢川の環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価し、必要な措置を実施します。

Q18 矢川に関して、杭打設の影響も考慮して環境調査をしてほしい。

A18

(東京都建設局)

矢川に関しては、水質について調査、予測及び評価を行う予定です。

なお、矢川の改変を避けるため橋梁構造としており、また、連続した地下構造物を設置しないことから、地下水への影響は小さいと考えています。

Q19 スライド 35 ページの「環境現況調査のほかに、現地調査を実施することがあります」とあるが、どのような調査を行うのか。また、測量も含まれるのか。

A19

(東京都建設局)

現況の確認・把握のための調査として、簡易な計測や測定、写真撮影などを行うことがあります。

路線全体の測量については、都市計画決定後、「事業概要及び測量説明会」を行ってから実施します。

【用地の取得等に関する内容】

Q20 用地補償について教えてほしい。

A20

(東京都建設局)

用地補償については、都市計画手続を経て、事業認可取得後に、用地説明会で詳しく説明いたします。

一般的には、測量によりお譲りいただく面積を確定させた後、近隣の公示価格等を参考に土地の価格を決定します。

事業予定地に建物等がある場合は、移転等に必要な補償させていただきます。

Q21 自分の敷地に都市計画道路がかかる場合、道路と敷地との間に、柵などは設置されないのか。

A21

(東京都建設局)

都市計画線の位置は、都市計画決定後に、測量作業を行って、確定します。都市計画決定後に、改めて説明会を実施するので、その際に説明いたします。

Q22 残地の取得について検討してほしい。

A22

(東京都建設局)

原則として、事業に必要な土地を取得するものであり、計画線外の土地を取得することはできませんが、具体的には個々のケースによって事情が異なるため、事業実施段階でご相談をお願いします。

【事業予定区間外に関する内容】

Q23 今回の道路整備にあわせて、甲州街道の車線の減少又は歩道の拡幅を行う計画はあるのか。

A23

(東京都建設局)

現時点では、甲州街道の車線数変更又は歩道拡幅についての計画はありません。立川東大和線や新奥多摩街道など、現在事業中や計画中の周辺の都市計画道路のネットワークがつながり、交通の転換が図られた上で、甲州街道の交通量の変化を踏まえ、検討していきます。

Q24 国立3・4・5号線の錦町側は施行するのか。

A24

(東京都都市整備局、建設局)

今回の新奥多摩街道の事業予定区間は、国立3・4・5号線の、国立3・3・15号線との交差部から、青柳大通りとの交差部までの区間、約0.6kmとなります。

なお、青柳大通りから西側の区間については、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」において、優先的に整備すべき路線(優先整備路線)に選定されています。

Q25 今後、新奥多摩街道を日野橋交差点までつなげるときの、日野橋交差点の交通対策は検討されているのか。

A25

(東京都建設局)

現時点では、お示しできる検討結果はありません。

Q26 国立3・3・15号線の東京女子体育大学付近や、立川3・3・30号線の未着手区間は、いつ事業化されるのか。

A26

(東京都都市整備局、建設局、国立市)

国立3・3・15号線(国立3・4・5付近～立川市境)及び立川3・3・30(国立市境～都道145号)は、第四次事業化計画において、優先的に整備すべき路線として、それぞれ国立市施行、東京都施行の優先整備路線に選定されています。そのため、都と国立市とで連携しながら、事業化に向けて検討していきます。

【説明会の開催方法に関する内容】

Q27 説明会での質疑応答の時間が足りない。回数を増やすべき。

A27

(東京都都市整備局)

説明会の開催時間については、準備、片付けの時間や会場の管理上の問題もあるため、説明会の時間延長は難しく、ご理解いただきたいと思います。

今回の説明会は、地元の多くの皆様にご参加いただきたいと思いますと考え、平日と土曜日に計2日間開催することとしました。

なお、説明会でご不明な点やご意見等がございましたら、パンフレットの裏面の問合せ先まで、ご連絡下さい。

また、都市整備局ホームページに、ご意見を述べていただくことができる質問フォーム(受付期間：令和5年9月8日から同月21日まで)を設けました。

説明会や質問フォームを含め、いただいた、主なご意見と回答につきましては、本資料に取りまとめ、都市整備局のホームページで公開しました。

【その他】

Q28 都市計画道路の事業化には、どのような条件があるのか。

A28

(東京都都市整備局、建設局)

東京の都市計画道路については、計画的、効率的に整備するため、東京都と特別区及び26市2町が共に連携しながら、おおむね10年間(平成28年度から令和7年度まで)で優先的に整備すべき路線(優先整備路線)を定めた「第四次事業化計画」を策定しています。

なお、優先整備路線以外の都市計画道路についても、周辺道路や前後区間の事業の進捗状況により、事業化する必要性が生じた場合などには、事業化していきます。

Q29 JR南武線との交差部は、都と鉄道事業者とのどちらが施工するのか。

A29

(東京都建設局)

JR南武線の連続立体交差化計画により鉄道が立体化され、道路が平面となることから、基本的には東京都が道路を整備することになると考えています。

Q30 事業予定区間は、土地区画整理事業などの面的な整備は考えていないのか。

A30

(東京都建設局)

今回の事業予定区間は、面的な整備ではなく、街路整備事業として道路単独での整備を考えています。

Q31 今回の事業と、矢川駅周辺基盤整備計画との関係について教えてほしい。

A31

(国立市)

国立市が現在検討している矢川駅周辺基盤整備計画の計画範囲は、国立3・3・15号線と関連することから、接続等について、今後、調整を進めていきます。

Q32 JR中央本線の立川駅から国立駅までの区間で、南北を行き来できる道路が少なく立川通りに集中するので、南北をつなげる道路を早期に整備してほしい。

A32

(東京都建設局)

立川東大和線の整備により、立川通りが現在担っている南北方向の幹線道路としての役割が軽減され、混雑の解消が期待されます。

今後、都市計画及び環境影響評価の手続を着実に進め、1日でも早く事業効果を発現できるよう取り組んでいきますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

Q33 何十年も未着手だったのだから、不要な計画ではないか。

A33

(東京都都市整備局)

本路線は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」における必要性の検証の結果、必要性が確認された路線のうち、東京が目指すべき将来像の実現や東京が抱える道路整備の課題解決に向け、重要性・緊急性を考慮し、令和7年度までに優先的に整備すべき路線（優先整備路線）に選定されています。

Q34 今後は道路整備ではなく、教育などに税金を使うべき。

A34

(東京都都市整備局、建設局)

都市計画道路は、交通・物流機能の向上による経済の活性化のみならず、日々の生活を支え、災害時には救急救援活動を担う重要な都市基盤です。

誰もが安心して暮らせる社会の実現や、都民生活を支える都市計画道路といった都市インフラの整備・更新に、限られた財源を有効に活用し、着実に取組を進めることが重要と考えています。

Q35 反対している住民がいるので、合意形成するべき。

A35

(東京都都市整備局)

今回の説明会は都市計画素案の説明会であり、皆さまから出されたご意見等をもとに、更に検討を行い取りまとめ、都市計画案を作成します。

その後、公告・縦覧を行い、その縦覧期間中に都市計画案に対して、ご意見のある方は、意見書を提出することができます。

都市計画案に対する意見書は、東京都が都市計画案を都市計画審議会に付議する際に参考とするものです。

意見書の要旨は、都市計画案を都市計画審議会に付議する際に、併せて提出し、頂いた意見に対して、説明会でお示しした都市計画案が適切であるか、審議され、適切であると認められた後に都市計画の決定となります。